

津 市 公 報		第 39 号 平成19年8月6日 月 曜 日
目 次		
規 則		
津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則		
訓 令		
津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令		
告 示		
国民健康保険被保険者証の無効		
認可地縁団体の告示事項の変更		
津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し		
市の花、市の木及び市の鳥		
公 告		
犬の抑留		
農業振興地域整備計画の変更		
犬の抑留		
開発行為に関する工事の完了		
犬の抑留		
一般競争入札の執行		
選挙管理委員会告示		
参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任		
参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任		
参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の変更		
監査委員告示		
津市職員措置請求書に係る監査結果		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 27 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 27 号

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 93 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 津市芸濃温泉活用施設（以下「温泉活用施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が温泉活用施設の管理上特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(使用時間)

第 3 条 温泉活用施設を使用することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、市長が温泉活用施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(遵守事項)

第 4 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気又は危険物を使用しないこと。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第 5 条 使用者は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、温泉活用施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般

出先機関

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 7 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程（平成 18 年津市訓令第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

従事員基本賃金表

				（日額 単位 円）		
投 票		そ の 他		警 備 員		
1	1 0 , 7 4 0	10	1 0 , 5 1 0	1	1 0 , 9 8 0	
2	1 0 , 6 9 0	11	1 0 , 5 0 0	2	1 0 , 5 2 0	
3	1 0 , 6 4 0	12	1 0 , 4 8 0	3	1 0 , 4 8 0	
4	1 0 , 6 1 0	13	1 0 , 4 6 0			
5	1 0 , 6 0 0	14	1 0 , 4 4 0			
6	1 0 , 5 8 0	15	1 0 , 4 2 0			
7	1 0 , 5 6 0	16	1 0 , 4 0 0			
8	1 0 , 5 3 0	17	1 0 , 3 5 0			
9	1 0 , 5 2 0	18	1 0 , 3 1 0			

附 則

この訓令は、平成１９年８月１日から施行する。

津市告示第 2 2 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 7 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
8 1 0 4 9 8 9	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 6 月 1 0 日
1 3 2 4 8 0 1	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 7 月 6 日

津市告示第 2 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 7 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

太郎生区会

三重県津市美杉町太郎生 2 1 2 0 番地

代表者 奥村 和正

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡田嘉平 三重県津市美杉町太郎生 1 0 5 5 番地
変更後	奥村和正 三重県津市美杉町太郎生 1 9 9 6 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 1 9 年 3 月 6 日の臨時総会において、代表者が平成 1 9 年 4 月 1 日から新任されたため。

津市告示第 2 2 7 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定による指定工事店の指定及び第 1 5 条第 1 項の規定による指定工事店の指定の取り消しをしたので、同条例第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により告示する。

平成 1 9 年 7 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
創基産業有限会社	松阪市川井町 4 7 9 番地 2	平成 1 9 年 6 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
A y a	津市白塚町 1 0 8 0 番地 5 1	平成 1 9 年 6 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
高橋建設有限会社	松阪市新松ヶ島町 1 8 4 番地 1	平成 1 9 年 6 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
阪口管工業	松阪市外五曲町 1 1 6 番地 6	平成 1 9 年 6 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
荻原テクノサービス	鈴鹿市三日市南一丁目 2 番 1 3 号	平成 1 9 年 6 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消年月日
夢乃工業三雲営業所	松阪市甚目町 6 9 6 番地 1	平成 1 9 年 6 月 1 8 日

津市告示第 2 2 8 号

本市の市の花、市の木及び市の鳥を次のとおり定める。

平成 1 9 年 7 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

市の花 ツツジ

市の木 ケヤキ

市の鳥 ウグイス

津市公告第 104 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 7 月 18 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 19 年 7 月 13 日
2 抑留期間 平成 19 年 7 月 20 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 中縄	雑種	茶	メス	中	不明	赤い首輪 垂耳 短毛

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 0 5 号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 1 9 年 7 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			面 積	用 途 区 分	
大 字	字	地 番		変更前	変更後
津市分部	上頭	2 6 9 6 番	3 , 3 0 0 m ² うち 9 0 0 m ²	農地	農業用施設用地

津市公告第 106 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 7 月 19 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 19 年 7 月 17 日
2 抑留期間 平成 19 年 7 月 23 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美杉町 下之川	柴犬	茶白	オス	中	不明	首輪付き

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 0 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 7 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 9 年 7 月 1 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居明神町字風早 2 0 9 9 - 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県稲沢市天池五反田町 1
株式会社サークル K サンクス
代表取締役社長 中村 元彦

津市公告第 108 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 7 月 27 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 19 年 7 月 26 日

2 抑留期間 平成 19 年 8 月 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 垂水	雑種	白茶	メス	中	不明	赤いバンダナ 長毛

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 0 9 号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平 1 9 年 7 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売払

(2) 物件の概要

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積	用途地域
1	津市上浜町六丁目 105 番 8	宅地	76.45 m ²	第 1 種住居地域
2	津市上浜町六丁目 105 番 9	宅地	128.87 m ²	第 1 種住居地域
3	津市上浜町六丁目 105 番 14	宅地	187.55 m ²	第 1 種住居地域
4	津市上浜町六丁目 105 番 20	宅地	119.99 m ²	第 1 種住居地域
5	津市上浜町六丁目 105 番 29	宅地	139.16 m ²	第 1 種住居地域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者
とします。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ていない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 平成 1 9 年 7 月 3 1 日(火)から 8 月 2 4 日(金)まで

イ 配布場所 津市役所本庁舎 6 階 建設部市営住宅課

(2) 申込受付期間及び場所

ア 受付期間 平成 1 9 年 8 月 2 0 日(月)から同月 2 4 日(金)まで

イ 受付場所 津市役所本庁舎 6 階 建設部市営住宅課

(3) 申込方法

ア 入札参加希望者は、申込受付期間内に入札参加申込書その他必要書類

を受付場所へ提出し、申込手続を済ませてください。

イ 1 物件に対し 2 者以上の共有による申込みも可能です。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

ウ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

エ 身分証明書（破産に関する証明書）（個人のみ）

※ 身分証明書は、本籍地の市町村で交付してもらってください。

オ 入札保証金保管証書

カ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）（代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ）

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オについては、物件ごとに原本を 1 部提出、イ、ウ、エ、カについては、原本 1 部と写し（申込物件数分）を提出してください。いずれも発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

※ 入札保証金保管証書以外の書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。申し込みに当たっては、必ず現地を事前に確認してください。

イ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、原則として、入札参加申込書に記載された申込者及び共有者の名義で行います。

ウ 共有で申込みをされる場合、共有者の方全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

エ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

オ 郵送、電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

カ 申込手続が完了したときは、一般競争入札参加受付済書をお渡ししますので、これを入札日に必ず持参してください。

4 現場説明会

平成19年8月19日（日）午前9時から正午まで

※売払物件4の場所にて（駐車場は用意していません。）

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

物件番号	予定価格（最低入札価格）	入札保証金の額
1	612,000円	18,360円
2	1,274,000円	38,220円
3	1,444,000円	43,320円
4	3,535,000円	106,050円
5	1,173,000円	35,190円

(1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を申込受付期間内に現金又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に規定する小切手で、物件ごとに本庁舎1階の収入役室で納付してください。

(2) 入札保証金は、入札の終了後、直ちに入札保証金保管証書と引換えに返還します。

ただし、落札者については、土地の売買契約を締結する際に返還します。

(3) 入札保証金には、利息を付しません。

(4) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することになります。

6 入札及び開札

(1) 日時及び時間

入札日	物件番号	入札執行時間
平成19年8月 30日（木）	1	午前9時30分から午前9時50分まで
	2	午前10時から午前10時20分まで
	3	午前10時30分から午前10時50分まで
	4	午前11時から午前11時20分まで
	5	午前11時30分から午前11時50分まで

(2) 入札場所 津市役所本庁舎 6 階 6 2 会議室

(3) 入札参加受付

入札開始時刻 5 分前から入札参加受付を行います。参加申込時にお渡しした一般競争入札参加受付済書を提示し、受付を済ませてください。

(4) 入札書の提出

ア 入札参加者は、指定の時刻までに、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、入札書には、代理人名を記入し押印してください。

(5) 開札

ア 入札後直ちに入札者の面前で開札します。

イ 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

ア 入札参加者の資格を有しない者がした入札

イ 記入事項について、必要な文字を欠く、又は判読できない入札

ウ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 1 つの入札に対して、2 通以上の入札書を提出した入札

カ 代理人による入札において、委任状の提出がない入札

キ 申込者又はその代理人が他の入札代理人となり行った入札

ク 入札に際して連合等による不正行為があった入札

ケ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

コ その他津市契約規則(平成 1 8 年津市規則第 4 0 号)及び津市会計規則(平成 1 8 年津市規則第 4 2 号)に違反した入札

(7) 入札の中止

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合は、入札を中止します。

7 落札者の決定

(1) 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

- (2) 落札者となる同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。

8 契約に付す条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくことになります。

(1) 用途制限

ア 契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供することはできません。

イ 上記の事項に違反したときは、市は、売払物件を買戻しすることができます。この場合、利息を付さずに契約金額で買戻すものとします。

なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

(2) 契約の解除

ア 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただきます。

(4) 違約金

上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は違約金として、売買代金の20パーセントに相当する額を支払っていただきます。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、平成19年9月5日(水)までに買受人として土地売買契約の締結を行っていただきます。

- (2) 落札者が、正当な理由なく上記(1)の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。

その場合、お預かりした入札保証金はお返しできません。

10 売買代金等の支払方法

- (1) 売買代金は、次のいずれかの方法により支払っていただきます。

ア 売買契約締結と同時に、市が発行する納入通知書により売買代金を全額支払っていただく方法（この場合、契約保証金は不要となります。）

イ 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を現金又は地方自治法施行令第156条第1項第1号に掲げる小切手で納付していただき、売買金額を契約締結の日から20日以内に市が発行する納入通知書により支払っていただく方法（この場合、契約保証金は、納付期限までに売買代金の納付がない場合には市に帰属することになります。）

- (2) 契約保証金には、利息は付しません。

11 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとし、同時に
- (2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、かしが発見された場合、市は一切の責任を負いません。
- (3) 所有権の移転登記は、市が行います。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用
- (5) 物件引渡以後に必要な費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、本説明書に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、

都市計画法(昭和43年法律第100号)等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

□問い合わせ先

津市役所 建設部市営住宅課 住宅施策担当

電話番号 059-229-3192 (直通)

津市選挙管理委員会告示第101号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の第25条の規定により告示する。

平成19年7月17日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

期日前投票管理者

第3期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
7月18日	中村 嘉次	田中 文吾
7月19日	田中 文吾	中村 嘉次

津市選挙管理委員会告示第102号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の第25条の規定により告示する。

平成19年7月24日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

計

期日前投票管理者

第6期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
7月25日	南部 昌彦	南部 隆弥

第7期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
7月24日	後藤 正美	倉田 一幸

津市選挙管理委員会告示第103号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので告示する。

平成19年7月28日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

投票区	辞任する者	新たに選任する者
第95 投票区	松室 晃	清水 敬子

津市監査委員告示第6号

平成19年5月23日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を行った結果は、下記のとおりであるので、これを公表する。

平成19年7月24日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成19年5月23日に受理した。

2 請求人

住所、氏名省略

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の証拠の提出及び陳述の機会は、平成19年6月13日（水）に設けたが、この際、新たな陳述及び証拠の提出はなかった。

（1）請求の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、平成19年4月1日付けで元三重県警察本部刑事部長であった中西秀輝（以下「本件職員」という。）を津市職員として採用し、防災危機管理室長に任命（以下「本件任用処分」という。）した。

本件任用処分は、津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号。以下「任免規則」という。）第3条第4項の規定に基づき設置される津市職員試験選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考によることなく、恣意的に行われたものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第17条第1項及び任免規則に違反す

るため、違法である。

そして、本件職員を津市の事務に従事させた所為は無効であり、本件職員への給料、諸手当及び旅費（以下「本件給与」という。）の支出は、違法な公金の支出に当たる。

（２）違法とする理由

本件任用処分及び本件給与の支出について違法とする理由は、以下のとおりとしている。

ア 本件任用処分について

地公法第１７条第１項は、地方公務員の任命について、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により行うものとし、同条第４項は、職員の採用等について、競争試験又は選考によらなければならないとし、さらに地公法第１３条は、地公法の適用について、すべての国民は、平等に取り扱われなければならないとする平等取扱の原則を定め、地公法第１５条は、職員の任用について、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとする任用の根本基準を定めている。

しかし、本件任用処分は、法第１８０条の２の規定により、市長の人事行政に係る権限に属する事務を分掌する選考委員会（選考委員会は、人事行政に特化した専門機関であって、それを組織する委員の独立性が保障されている。）の選考（この選考とは、地公法第２０条に規定する競争試験とまったく同じ目的及び意義を有するものである。）によらず、本件職員が三重県警察本部刑事部長等の要職を歴任した経歴のみをもって、任命権者である市長が恣意的に行ったものである。

このことは、地公法第１３条（平等取扱の原則）及び第１５条（任用の基本原則）にも違反し、職権濫用に当たり、任免規則及び津市職員試験選考委員会規程（平成１８年津市訓令第１１号。以下「選考委員会規程」という。）に違反する。

さらに、市長公室人事課（以下「人事課」という。）は、本件任用処分について選考委員会以外の者によって選考を行ったとしているが、人事課は、同警察本部への求人カードの提出もしておらず、また、当該任用の目的、役割、職務内容、勤務体制及び給与等に関わる重要な公文書のほか、任用の起案文書すら存在せず、存在するのは同課が同警察本部警務部から入手した経歴書の写しのみで、面接も行われていない。

これらのことは、本件職員を防災危機管理室長として任用するに当たっての職務遂行能力の有無について、何をもって基準として判断したの

か不明であり、本件職員が「警察官だったから任用した」というだけの判断では、当該職務の能力の実証が担保されたとはいい難く、これを是認することはできない。

そして、選考委員会に諮らず、選考委員会以外の者がした選考そのものは違法及び無効であり、本件任用処分は、人事行政の公正、公平及び透明性を趣旨とする任免規則を逸脱し、任免規則及び選考委員会規程を無視した違法行為である。

以上のように本件任用処分は、防災危機管理室長としての能力を有するか否かなど、選考基準による能力の実証が明確でなく、地公法第17条第4項に規定する成績主義を遵守せず、「密室」において決められたものであり、同条第1項並びに任免規則及び選考委員会規程に基づくものではなく、違法である。

イ 本件給与の支出について

本件任用処分が違法である以上、防災危機管理室長として従事した本件職員に対する本件給与の支出は、違法な公金の支出に当たる。

(3) 市が被った損害

市は、本件給与の支出相当額の損害を被った。

(4) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、市が被った損害を補填するための必要な措置（松田直久への損害賠償請求）を講ずること及び本件職員の採用を取り消すための必要な措置を講ずることを勧告するよう、請求するものである。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

「本件任用処分は違法なものであり、当該処分を原因とする本件給与の支出は違法な公金の支出に当たるので、市はその相当額について損害を被った」とする請求人の主張について、理由があるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

本件監査請求に関係する部局として、人事課及び防災危機管理室を監査の対象とし、人事課には陳述の聴取及び関係資料の提出を、防災危機管理室には関係資料の提出を求めた。

3 監査対象部局の陳述

平成19年6月13日（水）に人事課の陳述を聴取したところ、以下の要旨であった。

(1) 選考委員会に諮らない選考について

地公法第13条が規定する「平等取扱の原則」は、すべての国民に対して地公法を平等に適用することを定めたものであり、防災危機管理室長という職務に係る採用に関しては、本市がその職務を遂行するために必要であるとする経験及び能力を持つ者は限られることから、本件任用処分に係るような選考を行うことは「平等取扱の原則」に違反しない。

また、地公法第15条に規定する「任用の根本基準」は、職員の任用について「受験成績、勤務成績その他の能力の実証」に基づき行わなければならないことの原則を定めたものであるが、能力の実証については、受験成績や勤務成績以外にも過去の職務経歴等によることもできることから、防災危機管理室長という職務に係る採用に関して、本件職員の職務経歴等に基づき、その能力の実証としたことは、「任用の根本基準」に違反しない。

さらに、選考委員会については、競争試験又は選考の公正適切を期するため、内部の補助組織として置いているものであり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるときは、選考委員会に諮ることはできないと考える。

本件任用処分については、選考の対象の職が防災危機管理室長であり、当該職に係る人事異動に直接関係する選考採用であることから、選考委員会において選考を行うことは、当該人事異動の対象者でもある選考委員会の委員に対し、当該職に係る人事異動を示すこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあったため、助役(当時。以下同じ。)、収入役、市長公室長及び同室次長によって選考し、当該結果を踏まえて、市長が採用を決定したものであり、選考委員会規程に違反するものでなく、市長の職権濫用には当たらない。

(2) 防災危機管理室長の選考基準について

本件職員に係る能力の実証については、三重県警察本部における津警察署長及び刑事部長の職に係る職務経歴等から、本市が防災危機管理室長に求める災害、事故又は事件等による緊急の事態への対処能力、本市職員への暴力行為並びに不当要求行為等の対応に係る指導等の能力を有することは明らかであり、さらに、助役、収入役等にあっては、本件職員が津警察署長であった当時から面識があり、職務に対する取組姿勢及び考え方は認知していたことから、本件職員の能力については実証されている。

(3) 本件任用処分に係る公文書について

平成19年4月1日付け人事異動に係る市長協議において、市長に対し前記選考結果の報告及び協議が行われ、当該報告及び協議の結果は市長の

了承を得ていることから、本件任用処分に係る審査を示す公文書は作成していないが、当該選考による本件職員の採用及び当該人事異動の内容が確定後、同日付け人事異動、本件職員に係る初任給決定及び人事異動通知書の交付に係る起案文書を作成し、保存しており、本件任用処分は、請求人が主張するように「密室において決められた」ものではなく、違法性はない。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件任用処分及び本件給与の支出について、確認した事実の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件任用処分に係る事実

市長は、防災危機管理室長の職の任命に当たり、本件任用処分を行うため、平成19年3月19日付けで、本件任用処分に係る給料の決定について、津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第5条ただし書に基づき、行政職8級に決定し、65号級を給する旨決裁し、同月23日付けで、本件任用処分に係る人事異動通知書を交付する旨決裁した。

本件任用処分に係る人事異動通知書は、同月30日に本件職員に交付された。

本件任用処分に係る選考の経緯については、任免規則第3条第4項は、職員の採用等に際し、「競争試験又は選考を行うため、選考委員会を置く」旨規定しているが、人事課はその陳述の要旨にあるように、「選考委員会における選考ではなく、助役、収入役、市長公室長及び同室次長による選考」（以下「本件選考」という。）である旨説明した。

本件任用処分に係る公文書について、人事課にその提出を求めたところ、本件職員に係る三重県警察本部における経歴書の写し（以下「経歴書」という。）のほか、「部長級職員の採用に伴う給料の決定について（伺い）」及び「人事異動通知書の交付について（伺い）」等の起案文書及び関連する資料がそれぞれ提出された。

経歴書には、本件職員が昭和41年4月1日付けで三重県警察本部巡査に採用されて以降、主な職歴として警察庁警備局公安第二課課長補佐をはじめ、尾鷲警察署長、警務部首席参事官、津警察署長等を歴任し、平成18年3月27日付けで刑事部長となったことなどが記載されている。

- なお、本件職員は、平成１９年３月２２日に同警察本部を退職している。
- (２) 本件給与の支出に係る事実

本件職員の勤務状況及び本件給与の支出状況は、以下のとおりである。

ア 本件職員の勤務状況

本件任用処分後の本件職員の勤務状況は、次表のとおりである。

勤 務 年 月	勤 務 日 数
平 成 １ ９ 年 ４ 月	２ ０ 日
同 年 ５ 月	２ １ 日
同 年 ６ 月	２ １ 日

イ 本件給与の支出状況

本件給与の支出状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

支 出 年 月	区 分	支出命令日(支出日)	支 出 額
平成 19 4 月	給料	16日(20日)	498,600
	諸手当	同上	129,856
	旅費	支出の事実はない。	—
同 年 5 月	給料	15日(21日)	498,600
	諸手当	同上	141,856
	旅費	支出の事実はない。	—
同 年 6 月	給料	14日(21日)	498,600
	諸手当(期 末・勤勉手 当を除く。)	同上	255,856
	期末・勤勉 手当	22日(29日)	401,411
	旅費	支出の事実はない。	—
支 出 額 の 合 計 額			2,424,779

2 結 論

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述のほか、監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料の内容等を総合的に監査したところ、本件監査請求は、以下により理由がないと判断した。

3 結 論に至った理由

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の長又

は職員等による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担等（以下「財務会計行為」という。）について、当該違法又は不当な財務会計行為によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講じさせるよう請求することができる制度である。

そして、本件監査請求において、請求人はまず、非財務会計行為である本件任用処分が違法なものであると主張した上、違法な本件任用処分を原因とする本件給与の支出は「違法な公金の支出」に当たるとし、よって、「市は、本件給与の支出相当額の損害を被った」旨主張しているが、本件給与の支出が違法となるには、その原因行為である本件任用処分に無効と断じするような違法事由が認められなければならないと解するのが相当である。

そこで、本件任用処分が無効な処分であるか否かについて判断する。

請求人は、本件任用処分は「人事行政に特化した専門機関であり、その組織する委員の独立性が保障されている選考委員会に諮らず、選考委員会以外の者がした選考そのものは違法及び無効であり、よって、本件職員の採用は、人事行政の公正、公平及び透明性を趣旨とする任免規則を逸脱し、地公法第13条、第15条及び第17条第1項並びに任免規則及び選考委員会規程に違反するため、違法である」旨主張している。

そこで、まず、「選考委員会に諮らず、選考委員会以外の者がした選考そのものは違法及び無効」であるとする請求人の論旨について判断すると、選考委員会を置くと定めた任免規則第3条第4項の規定の趣旨は、本市職員の採用等に係る選考等の適正を期すため特に設けられたものであると解されることから、本市職員の採用等に係る選考は、原則的に選考委員会において選考されるべきであると解するが、本件任用処分に係る選考において、これによらなかったことは前記事実の概要から明らかである。

これについて、人事課は「選考の対象の職が防災危機管理室長であり、当該職に係る人事異動に直接関係する選考採用であることから、選考委員会において選考を行うことは、当該人事異動の対象者でもある選考委員会の委員に対し、当該職に係る人事異動を示すこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」旨陳述しているが、このような例外措置をとることについて、任免規則第15条に基づく特段の定めもなく、その他の決定行為があったことも本件選考に係る記録、証拠書類等から確認することができない。

このことは、仮に人事課の陳述内容に本件選考の例外性を許容しうる合理的な理由を認めるとしても、例外措置をとることの特段の手続を経ずして本

件選考が行われたことは、地公法第6条の趣旨に照らし、手続上の妥当性を欠くおそれがあることを否定できない。

しかし、本件選考が、一般的に行政処分の無効原因とされる不利益な取扱いをするものではなく、任免規則第3条第4項及び選考委員会規程からは、選考委員会の委員長たる助役及び委員たる職員に市長の選考に係る権限を委任（法第153条第1項）したとは言えないことから、請求人が「それを組織する委員の独立性が保障されている」との論旨のもと、選考委員会の選考によらなかったことのみを理由として、「本件選考そのものは無効」とする主張は、採用することはできない。

また、本件選考は、本件職員の能力の実証のため、経歴書を資料としているが、経歴書は、本件職員が犯罪の予防、鎮圧及び捜査等の活動のみならず、自然災害が発生したときの様々な救援活動等を行う警察組織の要職を歴任した経歴を持つことが確認できるものであり、本市の防災対策に係る計画及び実施の総合調整、危機管理に係る事務の総括等の事務を分掌させる防災危機管理室長の職務の達成に必要な能力を実証する資料として不足するものではなく、「職種、職務の等級及び職制上の地位に応じて、必要な経歴、学歴又は知識若しくは技能を有すること」を選考基準として定めた任免規則第8条の趣旨に照らし、本件選考により本件職員の能力の実証がなされたものと解するのが相当である。

以上のことから、本件任用処分は、地公法第15条に定める任用の根本基準を逸脱するものではなく、市長の任命権の行使において、裁量権の逸脱又は濫用があったとは言えず、仮に手続上の妥当性を欠いたとしても、そのことが本件任用処分の内容に影響を及ぼし得るものではないことから、本件任用処分を取消し、若しくは無効と断じるような違法事由は認められない。

このように有効な本件任用処分にに基づき、本件職員が防災危機管理室長の職に従事するため、その労務を提供したことは前記事実の概要で明らかであることから、市長は、当該労務の提供の対価として、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）その他関係例規に基づき、本件職員に対する給与の支出を命じる義務を負っていたものであり、本件監査請求書に添付された事実を証する書類「昭和58年7月15日最高裁判所第2小法廷損害賠償事件（昭和52年（行ツ）第127号）判決」の法理は本件監査請求には及ばず、当該義務の履行としてなされた本件給与の支出を違法とする理由はない。

さらに、市長は、本件任用処分に際し、初任給等規則に基づき決定した職務の級及び号給の適用について、本件職員の三重県警察本部における給料の

級及び号給並びに給料月額のほか、同警察本部在職期間及び年齢等を考慮した上、これを決定しているものとされるが、このことに著しく合理性を欠く事由があるとは認められず、当該労務提供と給与の対価性に照らし、本市はその支出した本件給与と等価と評価される労務の提供を受けたものと認められることから、本市に何ら公金の損害は発生しておらず、「本件給与の支出相当額の損害を被った」とする請求人の主張は、失当であると言わざるを得ない。

4 意見

地方公共団体における人事行政の公正の確保の重要性については、ここで言うまでもないが、本市職員の任用に関し、本件監査請求がなされたことによって、住民に本市人事行政の公正の確保に疑念を抱かれるおそれが懸念される。

そこで、本件監査請求に関して、市長には以下のとおり意見を提出したい。

(1) 選考委員会のあり方について

人事課は、本件選考のような部長級職に係る選考について、部長級職を委員とする選考委員会の選考によることが「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とする一方で、選考委員会は「競争試験又は選考の公正適切を期すために置くものである」と説明しているが、「選考の公正適切を期す」ことは、部長級職においても例外ではないはずである。

仮に現行の選考委員会による選考が部長級職の選考に適さないのであれば、選考委員会の設置の趣旨に照らし、所要の見直しが検討されることが望ましい。

(2) 選考記録等の整備について

請求人が本件選考に係る「重要な公文書が皆無である」と主張していることについて、本件選考に至る決裁その他の決定行為についての記録、証拠書類の整備が十分でなかったことは否めない事実であり、人事行政の透明性の確保の観点からも、選考記録、証拠書類が十分に整備されるよう、運用の見直しが検討されるべきである。

(3) まとめ

市長及び人事課は、職員の任用が人事行政の中でも最も重要な行政行為のひとつであることを踏まえ、選考委員会のあり方の明確化をはじめ、より公正かつ円滑な人事行政の確保のための関係規則等の必要な見直しを行い、その結果に応じた関係規則等の改正及びその適正な運用を図ることなどにより、透明性の確保の向上はもとより、より適切な人事制度の構築に努められ、ひいては本市の多種多様な行政課題に迅速かつ適確に対応すべ

く有為な人材登用が一層図られることによって、本市の行政の更なる発展に寄与されることを期待するものである。

以上